

『事前予約制』の開始（お願い）

現在、開発指導係では、各申請の事前相談や図書作成の協議について、窓口に来られた順番で対応しておりますが、窓口が混雑し、多くの方にお待ちいただく場合があります。

来庁された方の待ち時間解消を図るため、令和3年10月1日より、各申請等の窓口業務について電話による事前予約制とさせていただきます。

各申請等の事前相談や協議を希望される方は、事前に電話でご連絡ください。

【主な内容】

- 開発行為に関する事
- 市街化調整区域における建築物の建替えに関する事
- 宅造規制に関する事

【相談・協議時間】

- 平日 9:00 ~ 16:00 (12:00~13:00を除く)
※1件当たり30分程度

【連絡先】

- 開発指導係 TEL: 0289-63-2215

【留意事項】

- 予約が混雑した場合は、ご希望の日時に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 1件当たりの相談・協議時間を原則として30分程度とさせていただきます。
- 相談・協議の際は、あらかじめ内容をまとめていただき、相談に必要な資料（位置図・公図・登記簿謄本等）を持参してください。
- 予約なく直接、窓口に来られた場合は、長時間お待ちいただくなど、相談・協議時間が十分に確保できない場合があります。
- 状況により、相談・協議の開始が予約時間より多少前後する場合があります。